

三重県立四日市工業高等学校施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託に関する 公募型プロポーザル参加仕様書

1 委託業務の目的

国の N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想（令和8年2月）を踏まえ、本県では四日市工業高等学校における教育改革を推進するため、施設整備を計画している。

本業務は、これらの施設整備に係る基本計画の策定支援、および事業手法の検討、設計者及び施工者選定支援、基本設計・実施設計段階のレビュー、工事段階のマネジメントを実施し、事業全体のコスト・品質・スケジュールの最適化を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務件名

三重県立四日市工業高等学校施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 委託者

三重県教育委員会

(3) 業務内容

別添「三重県立四日市工業高等学校施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）の内容に基づくこと。

(4) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(5) 委託上限金額

金 73,150,000円（消費税及び地方消費税含む。）

(6) 支払方法

受託者は、本業務の出来高に応じ、業務委託料の一部について部分払を請求することができる。出来高は、業務計画書及び進捗報告書に基づき、委託者が確認した割合により算定するものとする。部分払の請求可能時期は、「仕様書」（8 委託料の支払時期等）による。

3 委託事業者選定方法

当該業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者を募集し、提出された技術提案等の内容を三重県教育委員会事務局が設置する「三重県立四日市工業高等学校施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託技術審査委員会（以下、「技術審査委員会」という。）」において審査し、最も優れた提案を行ったと判断された優先交渉権者1者を選定する。

4 公募型プロポーザル参加事業者の資格要件等

(1) 提案者の資格

本プロポーザルに参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者とする。

ア コンストラクション・マネジメント業務受託者として、以下の（ア）又は（イ）に記す業務（以下「CM業務」という。）の内、いずれかの段階について、同種又は類似の業務を行った実績があること。

- (ア) 設計・発注・施工の各段階において、技術的な中立性を保ちつつ委託者の側に立った設計者選定支援、設計の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務（2002年 国土交通省『CM方式活用ガイドライン』）
- (イ) 日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2026年5月改訂版）」に記載の1. 基本計画段階、2. 基本設計段階、3. 実施設計段階、4. 工事発注段階、5. 工事段階のCM業務
- イ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント等）で建築関係コンサルに登録されている者であること。または、本業務への参加申請後、速やかに登録の手続きを行う者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- エ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく指名停止の措置を、参加申込書の提出期限の日から技術提案の特定の日までの間に受けていない者であること。
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと。
- キ 消費税及び地方消費税（本店分）、すべての三重県税（三重県内に営業所等を有する場合）について滞納がないこと。
- ク 本業務の手続きに参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- (ア) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者以上の関係
- ① 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者以上の関係
- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、1）から5）に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。（ただし、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合は除く。）
 - 2) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を

執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に管財人という。）を現に兼ねている場合。

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる関係

① 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他、上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係等にあると認められる場合。

ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

コ その他、本公募型プロポーザル及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

(2) 共同提案者の提案資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

ア 必ず幹事者を決め、「参加資格確認申請書（共同提案（JV））」（様式1-2）に全提案者の代表者名を記載して提出すること。

また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（様式1-2-1若しくは1-2-2）を提出すること。

※「分担履行型」（様式1-2-1）… 1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式

「共同履行型」（様式1-2-2）… 1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式

イ 複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

ウ 幹事者及び共同提案者については、前項ア～サに該当することが必要である。

エ 幹事者及び共同提案者を変更することはできない。

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 上記（1）及び（2）の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。なお、参加資格確認通知後に資格が備わっていないことが明らかになった場合も失格とする。

イ 複数の提案書等を提出したとき。

ウ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

エ 提出書類に虚偽または不正があったとき。

オ 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

カ 見積書の積算誤りや委託上限金額を上回る金額の提示があったとき。

キ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

ク そのほか不正な行為があったとき。

5 業務実施上の条件

各業務の実施にあたっては、次の条件を満たすものとする。

(1) 業務の再委託

契約の履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。

(2) 管理技術者の資格及び実績要件

本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。また、管理技術者は、CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー（以下「CMr」という。））及び一級建築士の資格を有し、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績がある者であること。

(3) 各分野の主任担当者の資格及び実績要件

本業務に必要となる次の分野を主に担当する者として主任担当者を配置すること。資格等要件は、原則として次に掲げるとおりとする。

ア 建築（総合）

CMr、又は一級建築士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

イ 建築（構造）

CMr、又は一級建築士若しくは構造設計一級建築士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

ウ 電気設備

CMr、又は建築設備士若しくは一級建築士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

エ 機械設備（給排水衛生・空調換気）

CMr、又は建築設備士若しくは一級建築士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

オ 建設コスト管理

CMr、又は建築コスト管理士若しくは建築積算士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

カ 工事施工計画

CMr、又は一級建築施工管理技士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

キ 管理技術者は建築（総合）主任担当者との兼務を可能とする。

ク 管理技術者及び建築（総合）主任担当者以外の主任担当者については、業務に支障をきたさない範囲において、他の主任担当者との兼務を可能とする。

6 手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

電話 059-224-3002

電子メール kokokyo@pref.mie.lg.jp

(2) 参加資格確認申請書等の提出

【提出書類】

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）・登記簿謄本又は登記事項証明書

(ア) 本件業務に係る公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下、「参加資格確認申請書」という。）」と登記簿謄本又は登記事項証明書（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの。写し可）を提出すること。

※公募型プロポーザルの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（様式1-1）も添付すること。

※複数の事業者による共同提案を行う場合には、「参加資格確認申請書（共同提案（JV））」（様式1-2）および、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（様式1-2-1若しくは1-2-2）を提出すること。

※三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者又は三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済の情報に変更がない場合は、登記簿謄本又は登記事項証明書の提出を省略できるものとする。

※三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者又は三重県物件等電子調達システム利用登録者でない場合は、申請書提出時点における全ての役員の「氏名」「フリガナ」「生年月日（和暦）」「性別」を任意様式で提出すること。

(イ) 参加資格確認申請書の提出後に参加資格確認申請書の記載事項に変更が生じた場合には、参加資格確認申請書受付期間内に「参加資格確認申請書記載事項変更届出書」（様式1-3）を添えて、改めて参加資格確認申請書を提出すること。

イ CM契約実績証明書（様式2）

(ア) 上記4（1）アに示すCM業務の実績を1件以上記載すること。

(イ) 国もしくは自治体等が発注した業務に関する実績がある場合は、優先的に記載すること。

(ウ) 複数の事業者による共同提案を行う場合には、代表者（幹事者）の実績を記載すること。

【提出期限】 令和8年9月17日（木）15時必着（期限厳守）

【提出先】 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

【提出方法】 厳封のうえ、上記（1）担当課に持参又は郵便又は民間事業者による信書便での送付に限る。郵送する場合は書留郵便とし、必ず提出期限までに電話にて、担当部局宛て受理の確認をすること。

【参加資格確認通知】 令和8年9月24日（木）までにメール又は電話にて通知する。

※ 無資格理由の質問方法についてもあわせて通知する。

(3) 質問の受付

【受付期限】 令和8年9月10日（木）15時必着（期限厳守）

【受付方法】 「質問票」（様式3）に必要事項を記載の上、担当課に電子メールで送付すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。また、題名の最初に「【質問】三重県立四日市工業高等学校施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託」と明記し、送信後に担当課に確認の電話をすること。

【回答方法】 令和8年9月14日（月）17時までに三重県ホームページに回答を掲載する。

（4）参考資料の提供

技術提案書の作成にあたり、希望する事業者に対して、参考資料「三重県立四日市工業高等学校施設整備に関する現時点の想定」を提供する。

【申込期限】 令和8年9月17日（木）15時（期限厳守）

【申込方法】 担当課に電子メールで申し込み。また、題名の最初に「【資料希望】三重県立四日市工業高等学校施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託」と明記のうえ、本文中に事業者名と送付を希望する住所を記載し、送信後に担当課に確認の電話をすること。

【提供方法】 担当課から記載の住所へ郵送する。

【資料返却】 提供した資料については、公募型プロポーザルに参加した場合は技術提案書提出時に、不参加の場合は9月28日（月）までに担当課に持参又は郵便又は民間事業者による信書便で返却すること。

（5）技術提案書等の提出

【提出書類】

ア 技術提案書（任意様式）8部（正1部・写7部）

（ア）A4版、両面印刷、長編綴じとする。文字サイズは概ね10.5ポイント以上とする。

（イ）参加事業者1者につき1提案とすること。

（ウ）提案書には下記の内容を盛り込むこととし、下記の順番で記載すること。なお、作成にあたっては、別添「三重県立四日市工業高等学校の改革の概要」および参考資料「三重県立四日市工業高等学校施設整備に関する現時点の想定」等を十分に理解した上で行うこと。

a. 業務実施方針

業務の実施方針について記載することとし、発注者を支援する姿勢や業務への工夫、チーム体制、業務への理解度等を評価する。分量は片面1枚とする。

b. テーマ別業務提案

業務提案のテーマは次のとおりとし、その的確性、実現性等を評価する。分量は各テーマにつき片面1枚とする。

＜テーマ1＞スケジュールコントロールについて

使いながらの改修であることもふまえ、事業期間内に業務を完了させるための考え方や方策を示すこと。

＜テーマ2＞コストコントロールについて

コスト節減や物価高騰等のリスクへの対応に関する考え方や方策を示すこと。

＜テーマ3＞クオリティコントロールについて

単に機能を満たすだけでなく、耐久性・快適性・効率性・展開性・メンテナンス性などにおいて高質な整備を実現するための考え方や方策を示すこと。

c. 独自提案

本業務の目的を達成するうえで必要な独自提案があれば積極的に行うこと。分量は片面1枚とする。

イ 業務実施体制調書（様式4）8部（正1部・写7部）

(ア) 本業務を担当する管理技術者及び主任担当者について記載すること。

(イ) 文字サイズは概ね10.5ポイント以上とし、簡潔に記載すること。

ウ 配置予定技術者調書(様式5) 8部(正1部・写7部)

(ア) 本業務を担当する管理技術者及び主任担当者について、次のとおり記載すること。

a. 資格

資格の対象は次のとおりとする。なお、業務実施上の条件となっている資格については、必ず記載すること。

(a) C C M J (b) 一級建築士 (c) 構造設計一級建築士 (d) 設備設計一級建築士

(e) 建築設備士 (f) 建築コスト管理士 (g) 建築積算士 (h) 1級建築施工管理技士

(i) その他本業務を行うにあたり有効と考えられるもの

b. 同種・類似業務実績

同種及び類似業務の対象は、次の(a)及び(b)のとおりとし、CM業務の従事実績を3件以内で記載すること。実績が複数ある場合は、国もしくは自治体等のCM実績を優先し、かつ関わった担当CM業務の種類が多いものから順に記載すること。

なお、記載した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、用途・規模が同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。なお、添付する参考資料については、提出部数に関わらず1部とする。

(a) 同種業務

学校施設または研究施設の工事であって、床面積1,000㎡以上の新築、増築、改築、改修工事に伴って行われたCM業務で、参加資格確認申請書提出までに完了しているもの。

(b) 類似業務

床面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築、改修工事に伴って行われたCM業務で、参加資格確認申請書提出までに完了しているもの。

(イ) 分量は担当業務1つにつき両面1枚とする。

エ 見積書(任意様式) 8部(正1部・写7部)

(ア) 提案する業務に係る費用の総額は、「2(5) 委託上限金額」を超えないものとする。

(イ) 費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(ウ) 消費税及び地方消費税相当額を除いた金額と含む金額をそれぞれ明記すること。

オ 提案事業者の概要書(任意様式) 8部

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数)、組織体制(主な事業所を含む)、沿革等に加え、CMrおよび一級建築士の在籍人数(両方の資格を有する場合は重複して数えない)を必ず記載すること。

カ 参考資料「三重県立四日市工業高等学校施設整備に関する現時点の想定」

技術提案書作成にあたり提供したものを返却すること。

【提出期限】 令和8年10月1日(木) 12時必着(期限厳守)

【提出先】 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

【提出方法】 厳封のうえ、上記(1)提出先に持参又は郵便又は民間事業者による信書便での送付に限る。郵送する場合は書留郵便とし、必ず提出期限までに電話にて、担当課に受理の確認をすること。

7 公募型プロポーザルの実施・方法等

(1) 選定方法

ア 第一次審査（書類審査）

選定委員会において書類審査を実施する。

※ 審査の結果及びヒアリング審査の詳細は、令和8年10月7日（水）までにメールで通知する。

※ 非特定理由の質問方法についてもあわせて通知する。

イ 第二次審査（ヒアリング審査）

日 時 令和8年10月13日（火）9時00分から16時00分

形 態 オンライン

内 容 提出された技術提案書に基づいたヒアリングを行うこと。

ヒアリングの時間は、1者あたり40分（説明20分、質疑20分）以内とする。

方 法 提出済みの技術提案資料および口頭での説明に限るものとする。

留意点 ・ヒアリングは、提出した技術提案書を基として本業務に係る提案や業務実施体制等の内容の説明を行うこと。

・ヒアリングは、実際に本業務を主に担当する者により行うこととし、説明者は4名以内とする。

・ヒアリングに参加しない場合は、審査の対象としない。

(2) 評価基準

別添「三重県立四日市工業高等学校施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル審査評価基準」のとおり

(3) 選定結果の通知

ヒアリング審査の結果は、令和8年10月16日（金）までにメールで通知するとともに、県ホームページで公表する。

※ 非特定理由の質問方法についてもあわせて通知する。

8 契約について

最も優れた提案を行い優先交渉権者として選定された者と見積合せを行ったうえで契約手続を行う。なお、優先交渉権者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、契約手続の完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書（案）のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更正（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認

可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てる）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところとする。

11 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払い時期

契約条項の定めるところとする。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- (1) 辞退について

参加資格確認申請書提出後に辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により、速やかに担当課へ持参又は郵送すること。また、参加資格確認申請書を提

出した者が、業務提案書の提出を辞退する場合は、令和8年9月29日（火）までに「6（1）担当課」へ持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

（2）提出資料の取扱い

ア 提出された参加資格確認申請書、技術提案書等は返却しない。

イ 提出資料は、選考を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。

ウ 提出資料及びその複製は、本プロポーザルの選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、県は、技術提案書については、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。

（3）提出された提案資料は「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。

（4）参加（提案書作成を含む）に係る経費は参加者の負担とする。

（5）本公募型プロポーザルの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、担当課と協議を重ねながら実施することになるので、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

（6）本業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者、以下同じ）は、今後県が発注する本整備事業の対象となっている高等学校に係る設計業務及び工事の受託者等（協力事務所及び関連企業を含む。）となることはできない。

（7）優先交渉権者として選定された者は、担当課が指示した日までに次の書類を提出すること。

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額がないことの証明）（有料）」（所管税務署が業務提案書提出期限の6カ月前までに発行したもの）の写し

イ 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が業務提案書提出期限の6カ月前までに発行したもの（無料））の写し

ウ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行されている実績の有無を示す証明書（複数年契約については、過去3年の間にその履行を終了したもの又は現在も履行中であるもの（契約の相手方から検査により履行実績を確認された部分に限る））を含む

（8）上記（7）による資格確認後、優先交渉権者として選定された者と随意契約を締結する。

（9）個人情報の取扱いについて

契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

【スケジュール】

・令和8年 9月 3日（木）	公告
・令和8年 9月10日（木）15時	質問受付期限
・令和8年 9月14日（月）17時	質問回答
・令和8年 9月17日（木）15時	参加資格確認申請書提出期限
・令和8年10月 1日（木）12時	技術提案書等提出期限
・令和8年10月 7日（水）	書類審査結果通知

- ・令和8年10月13日（火）
- ・令和8年10月16日（金）

ヒアリング審査

優先交渉権者選定結果通知